

安来市長 島田二郎 様



安来市行政改革大綱（答申）

平成18年2月1日

安来市行政改革審議会

平成18年2月1日

安来市長 島田二郎様

安来市行政改革審議会
会長 足立 三樹夫

安来市行政改革大綱について（答申）

平成17年9月22日付けをもって、安来市長から「安来市の行政改革について」5項目の諮問を受け、4回にわたり審議をしてまいりました。その結果について次のとおり答申します。

合併前の旧市町において、安来市が平成8年度に、広瀬町が平成9年度に、伯太町が平成10年度にかけ行政改革大綱を策定され、逐次見直しを図りながら計画的に取り組んでこられました。

平成16年10月1日には、新市の建設計画の基本方針として「元気・いきいき・快適都市」をキャッチフレーズに“自活と共助のまちづくり”をビジョンに新生安来市が誕生しました。

新生安来市は、少子高齢化、行政課題の高度化、財政状況の厳しさ、さらには過疎化の進行等多くの課題に直面しています。

そのような中、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進していくために、市役所内に行政改革推進本部を、外部的に行政改革審議会を立ち上げられ、行政改革大綱策定にあたり鋭意努力されて来ておられ評価するところであります。

諮問された「安来市行政改革推進方針」については基本的に了承し、重点5項目については次のとおり行政改革審議会の付帯意見として提起しますので、今後当局において十分検討されることを要望します。

行政改革は新生安来市の命運を掛けた改革であり、自ら責任ある地域の経営主体としてさらなる改革に果敢に挑戦し、効果的・効率的な自治体運営への転換を図り、地方分権型社会にふさわしい新たな行政システムを構築することが肝要であります。

また、市民との協働を主眼に置き、積極的な情報公開と説明責任を明確にし、「安来市総合計画」との整合性を図りながら、「集中改革プラン」についても、さらなるスピード感をもって対応されることを提言します。

付帯意見

1. 事務事業の見直しについて

- ①事務事業の評価については、早急に行政評価制度の導入に努められたい。
- ②補助金については、庁舎内の補助金等適正化評価委員会をさらに活用しながら、評価方法、審査方法、補助基準等の明確化に努められたい。
- ③外郭団体等への補助・助成金については、成果等を明確にし、より効果が表れるよう適正化に努められたい。
- ④行政の広域化に伴う利便性をカバーするために設置された、地域イントラネットについて将来展望を明らかにし、さらなる活用が図られるように努められたい。

2. 組織・機構について

【組織】

- ①職員自らが住民サービスの原点に立ち、一人ひとりの意識改革を図られたい。
- ②職員の減少が行政サービスの低下を招くことの無いよう、業務量や業務手法等についても合わせて見直しされたい。

【人事管理】

- ①簡素で効率的な組織運営を行うために、早急に本庁への一元化を図り職員の適正な配置に努められたい。
- ②基本的には類似団体との比較で定員数を定めるものとするが、指定管理者制度等を活用しながら、早期に職員数の削減に努められたい。
- ③早期退職者制度を利用しながら削減を図る一方、職員の年齢構成が平準化されるような採用計画を検討されたい。
- ④職員を対象とした人事評価制度を導入することも必要であると思われ、その手法として評価基準のマニュアル化の検討をされたい。
- ⑤給与の決定にあたっては、国及び県の給与制度を基本に地域の実情等も勘案されたい。

3. 行政運営について

- ①PFI、指定管理者制度等を用いて、民でできることは民にまかせるように、さらに検討されたい。
- ②指定管理者制度の導入後、利用者の声が反映される制度の実現に向け検討されたい。
- ③指定管理者の選定にあたっては、経済性だけでなく、地域性やこれまでの

委託実績等を考慮されたい。

- ④ 保育所運営及び学校給食業務等の民間活力の導入にあたっては、公共サービスとしての質を確保されるように検討されたい。
- ⑤ 市立病院の今後の経営形態について検討されたい。
- ⑥ 議員定数については、安来市の状況及び他市の現状を踏まえ、適正な定数を検討されたい。

4. 財政の健全化について

- ① 厳しい財政状況が今後も続くことが予想されることから、行政運営にかかるコスト削減に努力されたい。
- ② 財源の確保については、課税客体の把握に努めると共に、市税、使用料等の見直しを含め、口座振替の加入促進を図り、収納率の一層の向上に努められたい。
- ③ 歳入に見合った財政運営を行うよう、安易な市債の発行や基金の取り崩しに依存しない自立した足腰の強い健全な財政基盤を確立されたい。
- ④ バランスシート等の手法を活用しながら、多面的に財政分析を行い市民に公表されたい。

5. 市民との協働について

- ① 市政への参画や市民と行政の協働を図るため、行政情報を市民にわかりやすくかつ積極的に提供し、説明責任を果たされたい。
- ② 事業等の推進を図る上においては、市民へ協力の呼びかけを行うとともに、市民からの意見を取り入れる体制整備に努められたい。
- ③ 今後の新しいまちづくりは市民との協働が不可欠であることから、積極的にNPO法人等の育成を行われたい。

用語説明

1. 行政評価制度・・・行政の行う事業、施策等について、より良い質の行政サービスを効率的に提供することを目的に、その目標、成果を点検・評価をすることにより行政運営全体を改善・改革するための手法。
2. 人事評価制度・・・経験や知識を含めた職員の能力、勤務実績を適切に評価・把握することにより、職員の職務遂行能力の向上を図るとともに、適正な人事・給与管理を実現して行く手法。
3. P F I・・・公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で行うことにより効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。
4. 指定管理者制度・・・住民サービスの向上や経費節減を図る観点から、「公の施設」の管理の運営を「法人その他の団体」に行わせようとするもの。その対象には民間事業者も含まれる。
5. バランスシート・・・貸借対照表とも言い、組織の資産状況を示した一覧表で、会社等が財務状態を記す数種類の報告書（財務諸表）の一つである。
6. N P O 法人・・・特定非営利活動法人。県の認証を受けた法人。行政や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで福祉や環境等の行政サービスを行う組織・団体。